

宇治田原都市計画地区計画の決定（宇治田原町決定）

都市計画宇治田原工業団地地区地区計画を次のように決定する。（平成16年6月23日告示）

名	称	宇治田原工業団地地区 地区計画	
位	置	京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字釜井谷、小字辻堂及び大字立川小字金井谷、塩ヶ谷並びに大字湯屋谷小字西塔ヶ谷の各一部	
面	積	約72.1ha	
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、宇治田原町中央部地域、国道307号沿いに位置し、民間開発により良好な環境を有した工業団地が形成された地区である。 そこで、地区計画を定めることにより、用途の混在による工業環境の悪化を防止し、工業団地にふさわしい良好な生産環境を形成し、保全することを目標とする。	
	土地利用の方針	当地区は、用途の混在を排除し、周囲を取り巻く緑豊かな自然環境と調和した良好な工業生産地としての土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	良好な工業生産環境を創出し、保全するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限並びに建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさく等の構造の制限を行う。	
地区整備計画の区域の面積		約72.1ha	
地区整備計画に関する	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場 (2) 地区計画区域内に立地する工場の管理上必要な事務所 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第4号及び第5号並びに第130条の5の4に定めるもの。） (4) 前各号の建築物に附属するもの。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁の面又はこれに代わる柱の面から道路境界線（道路の角切り部分を除く。）までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、5.0mとする。 ただし、敷地面積が3,000㎡未満については、2.0mとする。 上記の規定は、次の号に該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第4号及び第5号に定めるもの。）
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。 屋外広告物は、京都府屋外広告物条例の許可の基準に適合し、かつ、自己用のものに限る。
		かき又はさく等の構造	建築物等の敷地の周囲は、地盤面からの高さが、1.5m～2.0mの透視可能なさく等（地盤面からの高さが0.4m以下のさく等の基礎石は、さく

事 項	の 制 限	等の高さを含む。) で囲むこととする。 出入口部に供する部分に設置する門柱、へい等は、地盤面からの高さが3.0m以下のコンクリートブロック造等とする。
--------	-------	--

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、工業団地として形成する本地区について、地区計画を定めることにより、生産環境として良好な環境の形成を図ろうとするものである。